計画の基本的考え方

1　基本理念

障害のあるなしにかかわらず、共に社会、経済、文化芸術・スポーツ等の幅広い分野に渡って活動できることが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」という考え方があります。

我が国では、平成 26 年 1 月 20 日に、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准したことにより、「ノーマライゼーションの理念」は、「障害者の権利」となりました。

佐賀県では、このプラン策定にあたって、「ノーマライゼーション」の考え方や、障害者基本法第１条に規定される理念を踏まえ、
『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに、その人らしさを認め合い、交流し、支え合う、誰もが暮らしやすい社会』を目指します。

また、障害者福祉の分野で取り組む先導的な施策が、高齢者や生活困窮者など地域で生きづらさを抱えている人たちへの取組に広がることにより、誰もが笑顔で暮らせる社会の実現に取り組みます。

２　基本目標

基本理念の実現に向けて、次の３つを基本目標とします。

Ⅰ　地域で安心して暮らしている

○ 生活をする上で、支援が必要な人が身近なところで福祉サービスや相談を受けることができるよう体制を整えます。

○ 障害児に対する専門的な支援に関する研修を充実させ、身近なところで療育を受けられるような環境、支援体制を整えます。

○ グループホーム等の整備を促進します。

○ 人にやさしいまちづくりの総合的な推進や身近な移動手段の確保などの推進により、障害者が安心して暮らせる地域をつくります。

○ 防災対策や防犯対策の推進により、障害者が安心して暮らせる地域をつくります。

Ⅱ　地域で働き、生きる喜びを感じる

○ 障害の特性に応じ、能力を十分に発揮して働くことができるよう支援します。

○ 雇用する企業や働く障害者の方の不安解消のために支援します。

○ 障害のあるなしにかかわらず誰もが文化芸術・スポーツに取組みやすく、共に楽しめる環境を整え、文化芸術・スポーツの普及を図ります。

○ 障害の特性に応じたウェブサイトの構築や手話や要約筆記などの意思疎通支援を充実させることにより、情報アクセシビリティの向上を図ります。

Ⅲ　地域で誰もが夢を語り合う共生社会

○ 誰もが困っている人に自然に手助けすることのできる、人にやさしい社会を推進します

○ 小中学校の居住地校交流等により、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深めます。

○ 障害を理由とする差別の解消、虐待防止・権利擁護の推進に取り組むとともに、理解啓発を図ります。